



# 市役所からのお知らせ

## 7月は「同和問題啓発強調週間」です

すべての人の人権が保障される社会をめざして

● 問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

### ◆部差別解消推進法が制定

同和問題を解決する上で、大切な「部差別の解消の推進に関する法律（部差別解消推進法）」が、昨年十二月に成立しました。

同法では、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念からも部差別は許されないものと明示されています。また、現在もなお部差別が存在し、ネット社会の中で拡散されたり悪質化したりしていることを大きな問題としてとらえ、その解決のために国や地方公共団体の責務が次のように示されています。

- 部差別に関する相談体制の充実に努めること
  - 部差別を解消するため、必要な教育や啓発に努めること
  - 部差別の解消に関する施策に役立つため、差別の実態に係る調査を行うこと
- 本市では、今なお住宅の購入や転居

ています。

昨年度の市民懇談会の内容は、高齢者問題・災害に関わる人権問題・同和問題・子どもの人権に関する問題など、さまざまな人権問題についての懇談が行われました。参加者のアンケートの結果は、

参加してよかった	69%
参加してまあよかった	23%
あまり良くなかった	2%
無回答	6%

となつています。また、次のような参加者の声も届けられました。

- 地域での活動の大切さを再認識できた。
- 差別は、される側もする側も苦しめてしまうという言葉が胸にささった。
- 初めて来たが、いい話だったのでもっと多くの人が参加したらいいのにと思った。

本年度も各行政区ごとの市民懇談会が実施されます。多くの市民の皆さんの参加により、一人ひとりの人権が保障され、だれもが自分らしく暮らせる地域づくりにつなげていきましょう。

### 筑紫野市同和問題講演会

● 日時 7月22日(土)

● 開場 12時30分 開演 13時

● 場所 文化会館大ホール

● 内容

- ・ちくしの少年少女合唱団によるミニコンサート
- ・講演 「人の世に熱と光を！」

● 講師 清原隆宣(りゅうせん)さん (西光寺【水平社運動発祥地】住職)



清原さんは、中学校の教員として、奈良県の人権・同和教育推進の中心となって活躍されました。退職後は西光寺の住職、水平社博物館の語り部として活動され、講演内容は、分かりやすくユーモアもあり好評を得ています。

### 福岡県の主な取り組み

● 同和問題啓発強調週間講演会

▽日時 7月22日(土)

▽開場 12時30分 開演 13時

▽場所 クロワープラザ(春日市)

■第一部 講演

「憲法とは何か―憲法と人権について考える」

講師 南野森さん



■第二部 映画上映 アニメ「ジュノー」



## 平成29年度国民年金保険料の免除・納付猶予の受付が始まります

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請して認められると、保険料の免除や納付猶予（平成28年7月分より30歳未満から50歳未満に対象が拡大）が適用される制度があります。

免除や納付猶予の期間は、7月分から翌年6月分まで前年の所得による審査があり、離職票などの添付が必要な場合があります。

ただし、申請日より2年1カ月前分までしか受付ができませんので注意してください。

詳しい内容や手続きについては、お問い合わせください。

### ● 問い合わせ先

国保年金課 医療年金担当

## 平成30年度福岡県教育文化奨学財団奨学資金奨学生を募集します

社会に有為な人材の育成を目的として、勉学意欲がありながら経済

的理由によつて修学が困難な人に対し、福岡県教育文化奨学財団 (<http://ecs-pref.fukuoka.or.jp/scholarship/>) から奨学金などの貸与事業が実施されています。毎年、7月以降に市立中学校の三者面談などにて、説明を行います。申請方法は、各中学校または学校教育課までご確認ください。



### ● 問い合わせ先 学校教育課

## ごみ減量・リサイクル協力店を募集します！

市内の事業所で、ごみ減量・リサイクルへの取り組みについて一定の項目を満たす事業所を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定しています。また、飲食店の皆さんが認定を受けやすい項目を設定した「エコ飲食店」制度もありますので、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいる事業所の皆さんは積極的にご応募ください。

### ● 期間 随時受付

（認定証交付は9月を予定）

### ● 対象 市内の全事業所

### ● 認定方法

▽生ごみ、ダンボールなどの事業所か



ら生じる廃棄物の減量化  
▽可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみをしっかり分別している

この他、全23項目中5項目以上を満たす事業所  
▽また、次のいずれか1項目を特別項目として認定します。

①ごみ減量・リサイクルの規格（ISO 14001、エコアクション21）を取得している。

②飲食店認定項目14項目中5項目以上満たしている飲食店。（併せて「エコ飲食店」に認定します）

※詳細については、市ホームページをご覧ください。

※「ごみ減量・リサイクル協力店」「エコ飲食店」に認定された事業所は、隣組回覧や市ホームページなどで紹介します。

● 申込方法 電話

● 申し込み・問い合わせ先

ごみ減量推進連絡協議会事務局（環境課内）

## 「市政への提案」を募集しています

「市政への提案」は、市民の皆さんから市政に対する建設的な提案を受け付け、市民参加・参画のまちづくりを推進していくため実施しています。

### ● 「市政への提案」の提出方法

「市政への提案」の封筒と用紙は、無料で提出することができます。

封筒は、市役所、生涯学習センター、カミリーヤ、各コミュニティセンターなどに設置しています。また市ホームページからも受け付けています。

### ● 提出時のお願い

▽回答が必要な場合、必ず「住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス（ホームページからの提案時）」全ての項目を記入してください。

▽回答は、10日程度かかることがあります。ご了承ください。

### ● 問い合わせ先 秘書広報課



後期高齢者医療

平成29年度の保険料が  
決定しました

保険料は、平成28年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定を行い、決定します。

※「世帯」とは、平成29年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

●保険料額の通知

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

●平成29年度保険料率

- ▽均等割額 5万6085円
- ▽所得割率 11・17パーセント
- ▽賦課限度額 57万円

●保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額の軽減措置が行われます。

(被保険者均等割の9割、8・5割、5割、2割軽減)

総所得金額等が91万円以下の人は、所得割額が2割軽減となります。

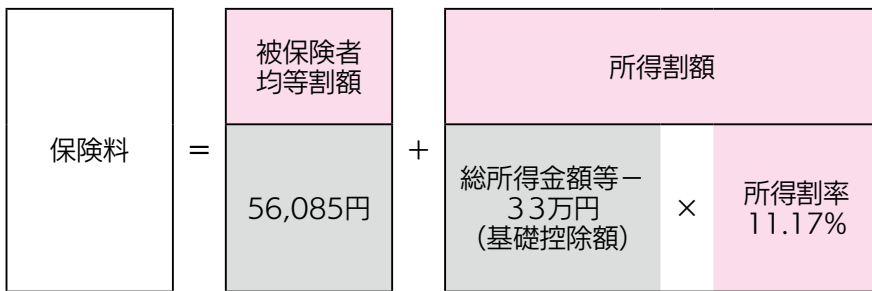
後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が7割

軽減となります。また、所得割額はかかりません。

●問い合わせ先

- ▽市国保年金課 医療年金担当  
☎(923)1111
- ▽福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎(651)3111

●平成29年度保険料の計算方法



※「総所得金額等とは、前年中の公的年金等収入から控除を差し引いた額、給与収入から控除を差し引いた額、事業収入から控除を差し引いた額などの合計額で各種所得控除前の額です。

後期高齢者医療

新しい被保険者証などは  
7月下旬に送付します

●8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成29年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(水色)の有効期限は、平成30年7月31日までの1年間となっています。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で交付することがあります。

8月1日以降に受診するときは、新しい被保険者証(水色)を医療機関の窓口に表示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、市窓口へお問い合わせください。

●被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

なお、自己負担割合についての詳細は被保険者証に同封している文書をご確認いただくか、お問い合わせください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証を8月に更新します

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限は、平成29年7月31日になっています。

減額認定証をすでに持っている人で、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である人が入院または高額な外来診療を受けるときに減額認定証を医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市役所窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

被保険者証、印鑑、その他  
※非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

●問い合わせ先

- ▽市国保年金課 医療年金担当  
☎(923)1111
- ▽福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎(651)3111



国民健康保険

新しい高齢受給者証を送付します

●8月1日からは新しい高齢受給者証を提示してください

70歳以上の人が現在持っている高齢受給者証を更新します。新しい高齢受給者証は、7月下旬に世帯主あてに送付しますので、8月1日からは新しい高齢受給者証と被保険者証と一緒に、病院などの窓口で提示してください。

※一定の障害があり後期高齢者医療制度の被保険者証で医療を受けている場合を除きます。

●一部負担金の割合は、平成28年中の所得で決まります

70歳以上の人の医療費の一部負担金の割合（1割、2割または3割）は、所得や年齢に応じて決まり、一定以上の所得がある世帯の人は3割負担となります。一部負担金の割合は毎年見直しが行われ、平成29年8月1日からは平成28年中の所得で判定します。

なお、一部負担金の割合の判定基準など、詳しくは高齢受給者証に同封のリーフレットを確認してください。

●一部負担金の割合は、段階的に見直されています

平成26年度から医療制度の改正によ

り、一定以上の所得がある世帯以外の人の一部負担金の割合が、段階的に2割に見直されています。

今回郵送する高齢受給者証には、昭和19年4月2日以降生まれの人には「2割」、昭和19年4月1日以前生まれの人には、「2割（特例措置により1割）」と記載されています。

●有効期限は、来年の7月末まで（75歳になる人は誕生日の前日まで）

新しい高齢受給者証の有効期限は平成30年7月31日です。被保険者証の有効期限とは異なりますので注意してください。ただし、それまでに75歳になる人は、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。（75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者証で医療を受けることとなります）

●問い合わせ先  
国保年金課 国保担当



高齢受給者証

国民健康保険

限度額適用認定証の更新

●入院など医療費が高額になるときは事前に認定証の申請を

医療機関窓口で保険証などに加え、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」を提示することにより、一つの医療機関での1カ月の医療費（※）の窓口負担や食事代が減額されることがあります。

認定証は、事前に国民健康保険担当の窓口へ申請をして交付を受けてください。

※保険適用される診療分のみ。同じ医療機関でも、歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。

●すでに交付を受けている人は、再度申請を

すでに認定証を持っている人は、有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も必要な人は、7月20日（木）から申請を受け付けます。

●交付の申請手続きに必要なもの

▽本人確認ができるもの

▽印鑑

▽交付対象者と世帯主のマイナンバーがわかるもの

●注意事項

世帯に所得が未申告の人がいたり、国保税に滞納があると、認定証の交付ができない場合があります。

70歳以上の住民税課税世帯の人は医療機関に保険証と「高齢受給者証」を提示することで、窓口負担が自己負担限度額までとなりますので、申請は不要です。

毎年8月に所得区分の見直しが行われ、前年の所得でそれぞれの区分を判定します。

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」による高額療養費の負担区分は、年齢や所得によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先  
国保年金課 国保担当



限度額適用認定証 (一般)

## 「事前登録型本人通知制度」を「存知ですか？」

- 「事前登録型本人通知制度」とは  
筑紫野市に住民登録や本籍がある人が、事前に登録しておくことで、住民票や戸籍に関する証明書を第三者に交付した際に、通知を受ける制度です。この制度により、不正取得の抑制や早期発見が期待できます。
  - 登録できる人  
筑紫野市に住民登録または本籍がある人
  - 登録期間(通知する期間)  
登録した日から3年目の12月31日まで
  - 対象となる証明書  
住民票や戸籍に関する証明書
  - 通知する内容  
交付年月日、証明書の種別及び通数、交付請求者の種別(代理人または第三者の別)
  - ※交付請求者の名前、住所は通知しません
  - 登録手続きに必要なもの
  - ▽登録申請書
  - ▽本人確認書類(運転免許証、旅券など)
  - ▽代理人の場合は委任状
  - ▽法定代理人の場合は戸籍謄本等の資格を証するもの
- (登録申請書および委任状は、ホーム

ページからダウンロードできます)  
●受付・問い合わせ先  
市民課(市役所本庁1番窓口)  
※郵送での受付可

## 「宝満川カヌー教室」参加者を募集しています

毎年好評の「宝満川カヌー大会in美咲」。今年は9月24日(日)の開催予定で、ただいま準備中です。

大会本番に向けて宝満川で「宝満川カヌー教室」を開催しますので、大会出場希望者やカヌーに興味がある人は、ぜひご参加ください！(参加無料)

### ●日時

7月22日～9月24日の土・日曜日の10時～12時(7月30日、8月6日、13日、19日、27日、9月16日、23日を除く)

※雨や強風などの悪天候の場合は中止

●場所 美咲隣保館(市内美咲9-13) そば宝満川河川敷

### ●参加方法

▽当日受付。事前申し込みは不要です。  
▽着替え、水筒、帽子などをご用意ください。

### ●その他

▽カヌーには、小学1年生以上の人は1人でも乗ることができます。また、小学生未満の人は、保護者との同乗

に限り乗ることができます。なお、搭乗時は必ずライフジャケットを着用していただきます。

▽監視員を配置しますが、万が一の事故の場合は、全国市長会市民総合賠償補償保険の範囲内の対応となります。

※初心者は、最低1回はカヌー教室に参加してください。スタッフによる講習を行なっています。

### ●問い合わせ先

美咲隣保館 ☎(926)4136

## 夏の節電にご協力をお願いします

夏場は、エアコンの使用などで電気使用量が増加します。日常生活や健康に支障のない範囲で、節電にご協力をお願いします。

### ●家庭でできる節電の例

▽冷房の設定温度は28℃に  
▽カーテンや断熱シートで熱の出入りを少なくする

▽照明器具は掃除をして明るさをアップする

▽使わない電化製品はこまめにスイッチを切る

節電は、継続して負担なく取り組むことができる内容にしましょう！  
気温が高くなると、屋内でも熱中症

の恐れがあります。水分をこまめに補給し、できることからご協力をお願いします。

### ●問い合わせ先 環境課

## 大腸がん検診を受けましょう

大腸がん検診は、集団検診と個別検診があります。集団検診の詳細は、4月上旬に配布された「健康カレンダー」をご覧ください。

### 【個別検診】

●検診期間 7月1日(土)～平成30年1月31日(水)

※医療機関での容器提出は平成30年2月末日まで

●対象者 40歳以上の市民

●料金 無料

### ●受け方と検査方法

- ①指定医療機関に大腸がん検診を申し込み、便をとる容器をもらいます。
- ②自宅で2日分の便をとり、医療機関に提出します。
- ③検査日から2～3週間後、医療機関で結果を受け取ります。

※指定医療機関については、「健康カレンダー」5ページをご覧ください。

●問い合わせ先 健康推進課(カミィリヤ内) ☎(920)8611



## カミリーヤ健康セミナー 〜整形疾患を予防しよう〜

肩の痛み、腕が上がりにくい・腰が痛い、だるい、重たいなどの整形疾患になる前に運動で予防するためのセミナーを開催します。

●腰痛症・腰椎ヘルニア・腰椎狭窄(ぎょうさく) 症を予防しよう

○日時 7月15日(土)、10時～11時30分

○場所 カミリーヤ1階多目的ホール

○定員 先着40人

○講師 室本彩也香さん(健康運動指導士)

●五十肩を予防しよう

○日時 8月19日(土)、10時～11時30分

○場所 カミリーヤ1階多目的ホール

○定員 先着40人

○講師 田淵雄太さん(健康運動指導士)

●参加費 無料

●申込方法 電話・FAXで「①氏名、

②電話番号、③希望セミナー」をお知らせください。

●申込開始 7月4日(火)～

●申し込み・問い合わせ先

トレーニング健康測定室(カミリーヤ内)

☎・FAX(920)8070

※月曜日はお休みです。

## ちくしの福祉村 第2回公開講座

市民のだけれども、人権と個性を尊重してお互いを支えあい、本市に住む全ての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざして、「ちくしの福祉村」の公開講座を開催します。参加無料で、事前申し込みは必要ありません。手話通訳もあり、だれでも参加できます。

●日時 7月15日(土)、13時30分～15時30分

●場所 カミリーヤ視聴覚室

●テーマ 「あなたはかかりつけ医を持っていますか?」～どうするの? 安心して暮らすには?～

●講師 土居崇仁さん(どい内科クリニック院長)

●託児(定員20人) 託児を希望する場合は、開催日の10日前までに申し込んでください。

●託児申し込み・問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当

身の回りにはさまざまな「環境」があります。環境にふれる体験講座(全3

## 「ちくしの親子環境学級 2017」を開催します!

身の回りにはさまざまな「環境」があります。環境にふれる体験講座(全3

回)を通じて、家族で「環境」について考えてみませんか?

●対象 市内在住の小中学生とその保護者(小学4～6年生向けの内容です)

●定員 各講座先着30人

●参加費 無料

※各講座のスケジュールなどの詳細は、申込期間終了後に郵送でお知らせします。

●申込方法 電話、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法で「①参加を希望する講座、②参加者全員の氏名および年齢、③住所、④電話番号」をお知らせください。※1講座のみの参加でも申し込みできます。

●申込期間 6月26日(月)～7月17日(月)

●申し込み・問い合わせ先

▼あて先 〒818-8686(住所記載不要) 環境課

☎(923)1111

▼FAX(923)9642

▼電子メール

kankyoun@city.chikushino.

fukuoka.jp



講座名	内容	日時	場所
親子水辺観察会	水中のぞきメガネ工作と川の中での生きもの探し。着替えなどの準備が必要です。	7月30日(日)、9時30分～13時 雨天時などは屋内講座	竜岩自然の家
親子で学ぶ3R講座	ごみの分別をしている会社見学と3Rを体験する講座。	8月5日(土)、9時30分～13時 雨天実施	カミリーヤ(集合)、クリーン筑紫野有限会社(見学会場、市内岡田)
親子自然観察会	里山登山(約1時間30分)での生きもの探しと押し花・押し葉づくり。	8月19日(土)、9時～13時 雨天中止。その場合は、当日朝8時ごろに電話連絡	山家コミュニティセンター(集合)、宮地岳(登山場所)

がっこうきょうしゅくさうりいん  
**学校給食調理員(臨時職員)**  
 いん  
**を募集します**

日々雇用の調理員(臨時職員)を募集します。希望する人は、「筑紫野市臨時職員任用候補者名簿登録申込書」(登録申込書)で申し込みください。

- 勤務内容 市立小中学校の学校給食調理業務
- 勤務地 学校給食共同調理場(市内永岡722-1)
- 基本勤務時間 8時15分～17時
- 勤務日数 1カ月当たり12～13日程度
- 賃金(日給) 6800円

※健康保険や交通費の支給はありません。

●募集人数

心身共に健康で、体力に自信のある人、若干名。

●申込方法

事前に電話連絡の上、学校給食共同調理場に登録申込書(写真添付)を持参してください。

※登録申込書は、ホームページからダウンロードするか、学校給食共同調理場に準備しています。

●その他 雇用の前に腸内細菌検査(検便)があります。

●申し込み・問い合わせ先

学校給食課(学校給食共同調理場)  
 ☎(923)6466

ふるさと館ちくしの情報

「西都大宰府への道」

「見えてきた大宰府南郊の風景」  
**特別講演会を開催します**

夏の企画展に関連して、上野誠先生を招き、特別講演会「大宰府万葉の思想」を開催します。

上野先生は、万葉文化論の研究を通じて、万葉の世界を学ぶ楽しさを伝えていきます。メディアにも多く出演し、ユニークな視点とソフトな語り口で人気上昇中の万葉研究者です。モットーは、「体感する万葉」。

筑紫野市には、大宰府の長官の任にあった大伴旅人をはじめ、多くの歌が『万葉集』に収められています。上野先生の講演を通じて、古代に生きた大宰府の「万葉びと」たちがいかに考え、いかに生きようとしたのか、その思想を、万葉の世界から一緒に探ってみたいと思います。



「体感する万葉」万葉の世界の魅力とは？

- 日時 7月22日(土)、13時30分～15時30分(13時受付開始)
- 講師 上野 誠さん(奈良大学教授)
- 開催場所 生涯学習センター3階視聴覚室
- 定員 先着120人(事前申込制)
- 申込開始 7月7日(金)、9時から
- 申込方法 電話または博物館受付にて
- 申し込み・問い合わせ先 歴史博物館 ☎(922)1911



世界遺産  
**ラスコー展**

解説講座

美しい動物たちの壁画で知られるフランスのラスコー洞窟。今から77年前、近くの村に住む少年たちによって発見され、世紀の発見となったことはよく知られています。本解説講座では、展示を担当した学芸員を講師に招き、その見所などを詳しく解説していただきます。

- 講師 河野 一隆さん(九州国立博物館文化財課長)
  - 日時 7月28日(金)、15時～16時30分
  - 場所 歴史博物館研修室
  - 定員 先着70人
  - 申込方法 電話、または博物館受付にて
  - 申込期間 7月14日(金)、9時～
  - 申し込み・問い合わせ先 歴史博物館 ☎(922)1911
- ※本講座は解説講座です。特別展「ラスコー展」は九州国立博物館にて7月11日(火)～9月3日(日)の期間開催しています。